

第20回宮城県屋外広告物審議会の議事概要

- 1 開催日時 平成28年3月28日（月）午後1時30分から午後3時15分まで
- 2 場 所 宮城県庁行政庁舎10階 1002会議室
- 3 出席委員 栗原由紀子委員，渋谷セツコ委員，竹内泰委員，山本和恵委員，横山英子委員，
布施孝尚委員（代理），佐藤宏樹委員（代理），
柿沼和弘委員，杼窪昌之委員，三浦宏委員
- 4 議 案 議案第28号
「屋外広告物条例の施行について」の一部改正について
- 5 報 告 前回（第19回宮城県屋外広告物審議会）議案の処理状況について，所定の手続き
をすべて完了している旨，報告
- 6 議案審議 議案第28号
「屋外広告物条例の施行について」の一部改正について
- 7 そ の 他 意見交換

8 審議概要

- 横山議長 それでは議案第28号の審議に入りたいと思います。事務局よりご説明をお願いいたします。
- 事務局（渡辺課長補佐） （議案内容説明）
- 横山議長 ただいまの御説明につきまして，御意見御質問がございましたらお願いしたいと思います。
- 杼窪委員 建物の陰に隠れているため許可を受けることができた広告物が，後から建物が壊されることで高速道路から視認できるようになった場合には3年から7年の経過措置があるのですか。
- 事務局（渡辺課長補佐） その場合は3年から7年の間に撤去してくださいということになります。
- 杼窪委員 道路から見て看板が裏面を向いていればよいとのことですが，看板裏面が景観上好ましくない場合の規制はどう考えていますか。
- 事務局（渡辺課長補佐） 原則，道路の死角にある，道路から見て裏面を向いている，道路から遠くて視認できない，のいずれかを満たせば良いとしますが，裏面等があまりに景観を阻害するようなものであれば「総合的に判断」して規制します。
- 渋谷委員 他県と本県の規制緩和基準で違いがありますが，対象となる道路の性格が違うのですか。
- 事務局（尾形都市計画課長） 死角で見えない看板だけを規制すれば十分な道路と，より広い緩和基準にすべき道路という違いがあったのかではないかと思えます。

- 佐藤委員（代理） 視認できないものの判断基準は通知文中で示さないのですか。
- 事務局（渡辺行政班長） 別途、取扱い基準についての通知をいたします。
- 山本委員 視認できないという言い方では曖昧なのではないでしょうか。
- 事務局（尾形都市計画課長） 当県ではたとえ高速道路の利用者を向いていないと思われる広告物でも、やはり見えるものについてはよくないということで今回、具体的に視認できない広告物の判断基準を定めております。
- 山本委員 総合的に判断するとありますが、誰がどの段階で判断するのですか。
- 事務局（渡辺行政班長） 各土木事務所で判断しますが、原則看板が設置できないことに変わりはないので、確信を持って視認できないことが判断できるまでは許可しません。
- 栗原委員 他県のように、裏面が見える看板については許可しないという取扱いは考慮しないのですか。
- 事務局（尾形都市計画課長） 看板があっても、書いてある内容が読み取れないものはもはや広告ではないという風に考えます。
-
- 横山議長 他にご意見はございませんか。
- （意見なし）
- 横山議長 よろしいでしょうか。それでは、お諮りをいたします。議案第28号につきまして、原案のとおり承認することに御異議はございますか。
- （「異議なし」の声あり）
- 横山議長 それでは、御異議ないものと認め、本案につきましては、原案のとおり承認することに決定いたします

以 上